

葉山町就学援助に関する要綱

平成23年4月1日施行

(趣 旨)

第1条 この要綱は、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第19条の規定に基づき、経済的な理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対して、就学に必要な援助(以下「就学援助」という。)を行い、義務教育の円滑な実施を図ることを目的として葉山町が行う援助について必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 就学援助の対象者は、葉山町立の小学校又は中学校に在籍する児童・生徒の保護者で生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第6条に規定する被保護者(以下「要保護者」という。)又は要保護者に準じる程度に困窮していると認められる者であつて、次の各号のいずれかに該当する者(以下「準要保護者」という。)をいう。

- (1) 世帯全員の前年所得(総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額)から社会保険料・生命保険料・地震保険料・雑損・小規模企業共済等掛金、ひとり親控除又は寡婦控除を控除した額が生活保護法による保護の基準(昭和38年厚生省告示第158号ただし、保護基準別表第9を除き、平成24年12月末日現在において適用された保護基準による)に基づき算定した基準額の1.5倍(切り捨てにより小数点第三位まで求める。)以下の者。
- (2) 収入の不安定等により生活状態の悪い者で、当該世帯児童・生徒への教育的配慮から就学援助が必要と認められる者。

2 前項の対象者のうち、第7条に規定する入学準備金の対象者は、町内に住所を有する、次年度に町立小学校に就学を予定している児童(学校教育法施行令第5条第1項に基づき葉山町教育委員会が入学期日を通知する者)の保護者のうち、前項第1号に該当する者をいう。

3 前2項の基準は、外国籍を有する者にも準用するものとする。

(対象経費等)

第3条 就学援助は、前条に定める要保護者及び準要保護者(受領の委任を受けた者を含む。)に就学援助費(以下「援助費」という。)を交付する。

2 援助費の種類、内容及び当該種類に応じる交付対象者は、別表のとおりとする。

3 援助費の額は、毎年度国が定める援助費等に係る補助の基準に基づき教育委員会が算出した額とする。

(申 請)

第4条 援助費の交付を受けようとする者(要保護者を除く。以下「申請者」という。)は、就学援助費交付申請書(兼)世帯台帳(第1号様式。以下「申請書」という。)を在籍の学校または教育委員会に提出しなければならない。

2 援助費のうち、小学校入学準備金の交付を受けようとする者は、小学校入学準備金交

付申請書(兼世帯台帳)(第2号様式。以下「準備金申請書」という。)を教育委員会に提出しなければならない。

3 申請書及び準備金申請書は、在籍(就学予定を含む)学校長と教育委員会で受領確認を行うものとする。

4 申請期間は教育委員会が別に定めるものとする。

(決 定)

第5条 教育委員会は、前条の規定により申請があった場合はその内容を審査し、援助費の交付の適否を決定して、申請者及び学校長に通知するものとする。

2 要保護者に対する援助費の交付については、教育委員会が要保護者の申請を待たずにこれを決定する。

3 教育委員会は、第1項の規定による決定に当たって、福祉事務所、民生委員、税務担当課その他関係機関に当該調査に係る参考となる資料の閲覧、提出その他の協力を求めることができる。

(援助の期間)

第6条 援助費(小学校入学準備金及び中学校入学準備金を除く。)の受給期間は、前条第1項の決定に係る申請のあった日(教育委員会が定める日までに申請があった場合は、当該年度の4月1日)から当該年度の末日までとする。ただし、年度途中に第2条に規定する対象者でなくなった場合は、この限りではない。

(入学準備金)

第7条 援助費のうち小学校入学準備金及び中学校入学準備金は、入学する前年度の3月1日時点で第5条の規定により決定されている者を対象とする。ただし、他の自治体で同様の援助を受けた者は、すでに支給されているとみなし、除くこととする。

2 小学校入学準備金及び中学校入学準備金の支給を受けた者は、翌年度の新入学児童生徒学用品費の支給は受けられない。

(援助の中止)

第8条 就学援助を受ける者(以下「受給者」という。)が第2条に規定する対象者でなくなったときは、当該対象でなくなった日の属する月の翌月以後における就学援助を中止する。

2 前項により、就学援助を中止した場合は、文書により受給者及び学校長に通知するものとする。

3 就学を予定している児童が、前条第1項に規定する日までに町立小中学校以外に就学することが判明したときは、就学援助を中止する。

(返 還)

第9条 教育委員会は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、就学援助の決定を取り消し、または、すでに交付した援助費の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

る。

- (1) 偽りその他不正な手段により就学援助を受けたとき。
- (2) 援助費の交付にあたり、教育委員会が付した条件に違反し、又は、援助費をその目的以外に使用したとき。

(届 出)

第 10 条 受給者は、就学援助の申請に係る事項に変更が生じたときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(特定の個人を識別するための番号の利用について)

第 11 条 申請者は、教育委員会が世帯全員の前年所得を確認する際に、特定の個人を識別するための番号の利用を希望する場合は「就学援助申請に関するマイナンバー利用の同意書」(第3号様式)を教育委員会へ提出すること。

2 教育委員会は、「就学援助申請に関するマイナンバー利用の同意書」を収受した場合、「特定個人情報管理簿」(第4号様式)に必要事項を記入し、当該年度を含め5年間保管するものとする。

(委 任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、就学援助について必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。ただし、第7条に定める規定は、平成30年度認定分について適用し、平成29年度以前に行われた助成は、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年12月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年6月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月8日から施行する。

別 表

	種 類	内 容	交付対象者
1	学用品費	児童又は生徒が通常必要とする学用品の購入費	準要保護者
2	通学用品費	小学校又は中学校の第2学年以上の学年に在学する児童又は生徒が通常必要とする通学用品の購入費	
3	校外活動費	教育課程の一環として、学校外に教育の場を求めて行う学校行事としての活動(修学旅行を除く。)に児童生徒が参加するために直接必要な交通費及び見学科	
4	新入学児童生徒学用品費(注1)	小学校又は中学校に新たに入学する者が通常必要とする新入学に当たっての学用品等の購入費。 ただし、小学校入学準備金、中学校入学準備金に相当する就学援助費を受けた者を除く。	
5	中学校入学準備金	小学校第6学年の児童が中学校入学に当たり通常必要とする学用品等の購入費。	
6	小学校入学準備金	次年度、町立小学校第1学年に就学予定の者が入学に当たり通常必要とする学用品等の購入費。	
7	学校給食費 (注2)	学校給食費として、児童生徒が徴収される額	
8	医療費 (注3)	児童又は生徒が学校保健安全法施行令第8条に定める疾病にかかり、学校において治療の指示を受けたときにその医療に要した費用	
9	体育実技用具費 (注4)	中学校の体育の授業の実施に必要で当該授業を受ける生徒全員が個々に用意することとされている体育実技用具の購入費	
10	修学旅行費	児童又は生徒が修学旅行に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学科及び均一に負担すべきこととなるその他の経費	要保護者 準要保護者

注1 新入学児童生徒学用品費は、第6条により委員会が定める日までに申請があった者に支給する。小学校入学準備金、中学校入学準備金については、他の自治体で同様の援助を受けた者も除く。

注2 児童又は生徒の学校給食費を免除することにより、援助費を交付したものとする。

注3 医療券交付又は診療証明による保険診療の自己負担分を支給する。

注4 体育実技用具は柔道着又は剣道防具一式のうちいずれか1つの用具を対象とする。